

議案第24号

幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表51の項及び同表53の項から55の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表56の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合」を「(2)に掲げる場合以外の場合」に、「(1)に掲げる場合以外の場合」を「当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合」に改める。

別表57の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。